

こんな質問をしました

1. 中部・南部学校給食センターのリハーサル食品ロスについて

池田 Q1 : 9 月から稼働する中部・南部の給食センターのリハーサルが夏休み下旬に予定されているが登校日ではないので児童生徒はほとんどいない。喫食できない給食をどうするのか聞いたら、1 回目のリハーサルの中部・南部の合わせて 5,500 食、中部の 2 回目 7,500 食は廃棄。最終リハ 16,000 食は教職員や登校している児童生徒にできるだけ食べてもらいたいができない場合は廃棄」と回答があった。こんな凄まじいフードロスを前提にしたリハーサル計画が許されるのか。

池田 Q2 : 1、2 回目のリハ 13,000 食は捨てるのか。最終リハについては、学校現場ではそんなもったいないことはできないからと、中学校では実力テストをリハーサルの日に実施して喫食させようとしていると聞く。しかし小学校は登校は望めないで、そのまま廃棄する可能性が高いのではないか。最終リハではどれだけ廃棄すると想定しているのか。

教育長 A2 : どのくらい廃棄になるのかはまだ確定していない。

池田 Q3 : 最終リハで教職員と中学生が登校して食べたとしても 1 万食は廃棄、1、2 回目と合わせて 2 万食以上の廃棄になるのではないか。世界も国も長崎市もフードロス削減と言っている時代に、このリハーサル計画を市民に言えるのか。他都市と同様なら 2 万食を捨てていいのか。また他都市の例については後日詳しい資料を求める。

1. 中部・南部学校給食センターのリハーサルの食品ロスについて
2. 平和行政について
 - ①長崎市原爆死没者名簿と市の被爆行政
 - ②「被爆体験者」問題の根本的解決
3. 職員の病気休暇及び休職の期間通算制度について
4. 要介護者の選挙権の保障について

教育長 A1 : 両センターとも最終リハーサル以外は従業員の技術習得や作業工程に時間を要し「調理後 2 時間以内の喫食」が達成できないことも想定されるので喫食は行わず、最終リハーサルのみ喫食を行う。他都市も開業時のリハーサルは本市と同様の対応を行っている。食品ロスは非常に重要な課題と認識しているのでリハーサルに合わせてテスト日や登校日を設定するなど学校にご協力をいただきながら、可能な限り食品ロスの縮減に努める。





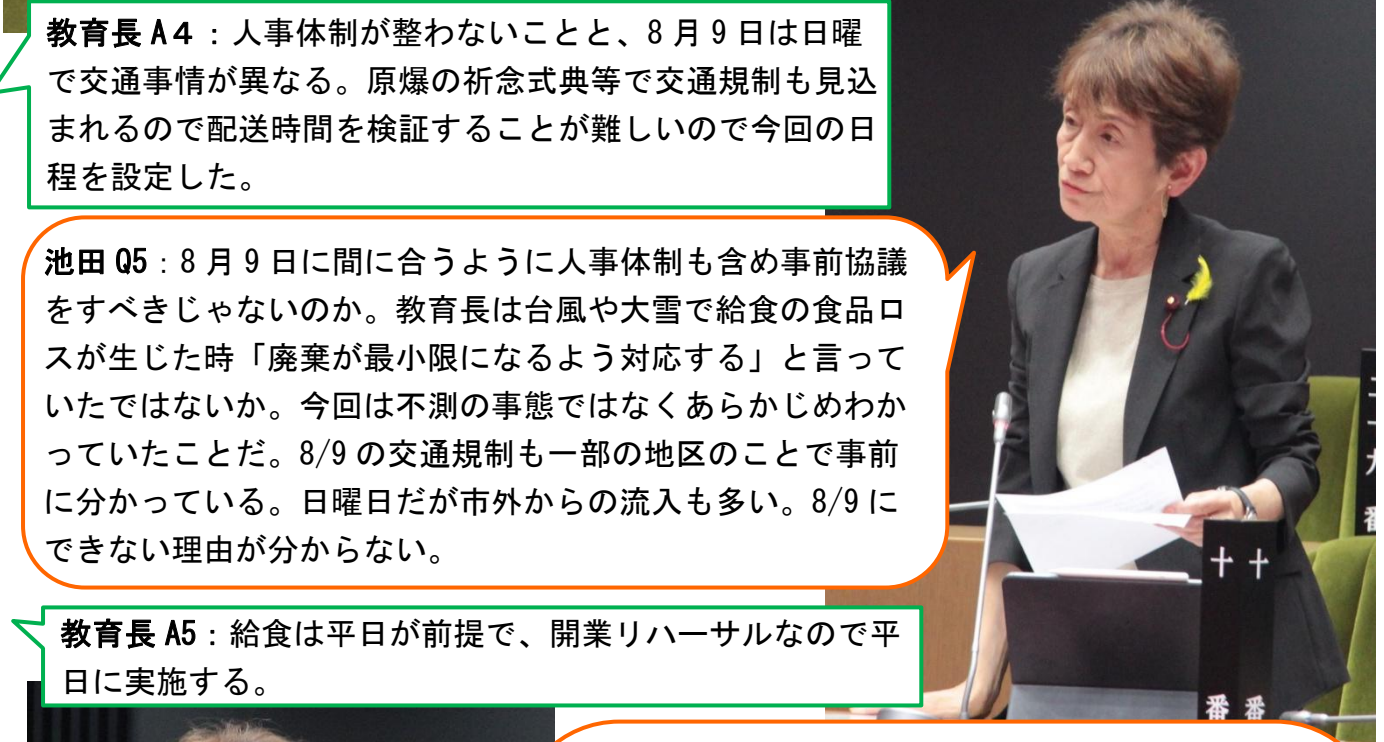
教育長 A3：要求水準書でも事業者に食品ロス削減の指示を行い調理数も必要最小限にしているが、安心安全な給食の提供のために避けられない。

池田 Q4：2万食廃棄が必要最低限なのか。最終リハは子どもたちが登校している時に行うべきだ。調理して配送された給食を子どもたちが教室に運んで配膳して喫食しなければ「喫食2時間ルール」さえも検証できない。特に配膳に時間がかかる小学生が参加しなければリハーサルの意味がない。市教委は一方的に学校に日程を伝えて「捨ててもいいができるだけ食べさせてほしい」と説明したと聞いている。フードロスを前提にした計画で、フードロスを防げないのを学校の責任にするつもりではないか。なぜ全校登校日の8月9日にリハーサルを設定しなかったのか。

教育長 A4：人事体制が整わないことと、8月9日は日曜で交通事情が異なる。原爆の祈念式典等で交通規制も見込まれるので配送時間を検証することが難しいので今回の日程を設定した。

池田 Q5：8月9日に間に合うように人事体制も含め事前協議をすべきじゃないのか。教育長は台風や大雪で給食の食品ロスが生じた時「廃棄が最小限になるよう対応する」と言っていたのではないか。今回は不測の事態ではなくあらかじめわかっていたことだ。8/9の交通規制も一部の地区のことで事前に分かっている。日曜日だが市外からの流入も多い。8/9にできない理由が分からない。

教育長 A5：給食は平日が前提で、開業リハーサルなので平日に実施する。



池田 6：最終リハで1万食を捨てることを考えるならば8/9や9/1の始業式に実施すべきだ。栄養教諭から聞いたが、調理中の事故等で、作った給食の廃棄を余儀なくされた時、調理員さんたちは泣いていたそう。そんな思いで給食を作っていた。また農家・漁業者などの食材の生産者は、納入した食材が廃棄されるのが前提と聞いたらどう思うか。給食センターは工場じゃない。食教育の場だ。こんなフードロスを出すリハーサル計画では子どもたちに顔向けできない。リハーサルを8/9や9/1に変更することと調理リハーサルにおける調理数の見直しを求める。

2①原爆死没者名簿 と被爆行政



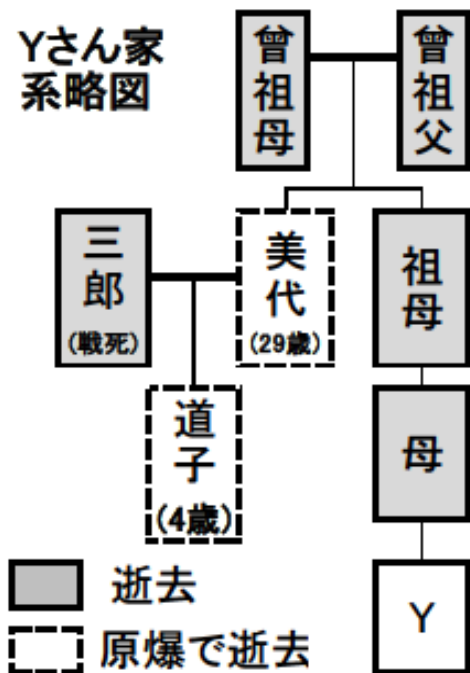
池田 Q7：爆心地付近で親族を亡くしたYさんから相談を受けた。Yさんのお祖母さんは妹の美代さん、とりわけ幼かった娘の道子さんの消息を心配していたという。Yさんは美代さん親子が原爆死没者名簿に載り慰霊されているのかを知りたくて名簿登録確認申請をした。美代さんについては確認できたが、市は取扱要領を根拠に道子さんとYさんの関係を示す戸籍謄本の添付がないとして申請を受理しなかったという。しかし戸籍謄本は、配偶者か直系尊属・卑属しか取得できない。4歳で亡くなった道子さんには配偶者も卑属もないし尊属は亡くなっており戸籍謄本を取得できる人はいない。これは個別のケースではなく、原爆で親族を亡くした遺族にとって起こり得ることだ。こんな矛盾した取扱要領は見直すべきではないか。

原対部長 A7：遺族が名簿登録確認申請を行いたい気持ちは理解するが、氏名等の公開にあたっては個人情報として慎重な判断を要することから民法の親族の規定や現在の要領に基づく対応が適切と考える。

池田 Q8：要領には「続柄を確認できる書類の提出」としか書いていないのに市は「取得不可能」な戸籍謄本の添付を求めている。広島市では戸籍謄本の添付は求めている。聞き取りで複合的に判断しているという。要領は法に基づくものではなくあくまで自治体の内規だ。家族写真なども含めて複合的に判断すべきではなかったか。

原対部長 A8：長崎市は死者の情報であっても個人の権利、利益を害する恐れがある場合には保護する必要があると考える。

Yさん家
系略図



池田 9：民法の親族の規定は、相続や扶養等の目的で定められている。原爆死没者名簿は慰霊のために作成されており次元が違う。原爆という尋常じゃない状況で亡くなった多くの方々の確認と、相続が絡んだ情報の取り扱いを同列に扱うべきでない。





池田 Q10：昨年、市の無縁死没者追悼祈念堂に安置されていた2柱が親族のもとに帰った。その際に市の名簿と名字1字が違っていたが、親族である可能性が高いと判断して返還したと報道にあった。遺骨返還ではこのような柔軟な対応ができるのに死没者名簿確認ではなぜ柔軟な対応ができないのか。

原対部長 A10：こちらの事例については親族関係や背景を総合的に判断した。

池田 Q11：昨年広島ではDNA鑑定で無縁者の遺族が判明し、その後広島は納骨名簿や骨壺の中の総点検をしたと報道があった。市も再調査して遺骨返還を進めるべきではないか。

原対部長 A11：遺族として判断することが困難な場合は広島同様DNA鑑定を行うことを検討したい。

池田 Q12：被爆81年、遺族も高齢化している。遺骨や生きた証を探す遺族が今ならまだ存在している。一人でも多くの遺骨を遺族に返したり、消息を遺族に伝えるために要領を見直すなど遺族や原爆死没者に寄り添った対応を求める。

池田 Q13：先日被爆体験者が市長と面談した際、長崎大学客員教授グループの内部被爆に関する論文が紹介された。市は被爆体験者救済のためにこの論文の成果をどう活用していこうと考えているのか。

原対部長 A13：このような研究成果が新たな知見として評価されれば被爆体験者の救済につながると考える。今後の評価を注視する。

池田 Q14：国がこの論文を否定したら長崎市もその評価に従うということか。

原対部長 A14：この論文は訴訟の資料としても提出されているので、国の動向を注視していく。

池田 Q15：これからは内部被爆の論文が次々と出てくるかもしれないが、被爆体験者には時間がない。市がこの論文を活用して被爆体験者の救済につなげてほしい。また8・9の式典後被爆者と総理との面会に被爆体験者も出席して直接訴えさせてほしいとの要望があった。調整してもらえるか。

原対部長 A15：県の担当者と一緒に上京して厚労省に直接伝えている。引き続き厚労省と調整していく。

2②「被爆体験者問題」の根本的解決



池田 Q16：地方公務員法に「職員の給与以外の勤務条件は国や他の自治体職員との間に権衡を失しない」と書いてある。国家公務員は病休や休職の日数のカウントに「心身の故障の原因が明らかに異なる時は通算しない」となっているが長崎市は通算除外を「原因が異なる怪我」に限定している。「原因の異なる疾病」も通算除外とすべきではないか。

総務部長 A16：病休は90日、休職は3年の範囲内とし、長崎市は他都市の状況も踏まえ「原因が異なる怪我」は制度濫用の恐れがないことから通算除外としている。それぞれの自治体で実情に応じて定めらことができる。

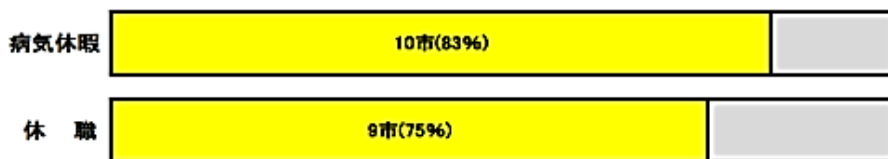
池田 Q17：他都市の状況を調べると「原因が異なる疾病」を通算除外としている市が県内で7～8割、中核市でも失職につながる休職の場合65%になっている。他都市と差が出ないようにという地公法に照らして、怪我だけでなく「原因の異なる疾病」に変えていくべきではないか。

3. 職員の病気休暇及び休職の期間通算制度について

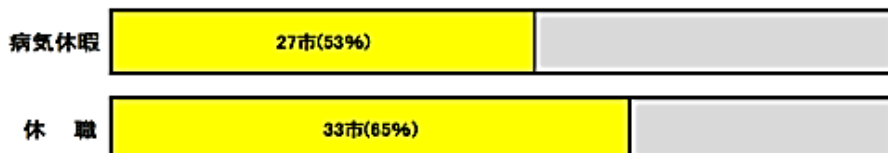


総務部長 A17：他都市との均衡を図りながら制度設計をしているので、現時点において取り扱いを変更する考えはない。

明らかに原因が異なる疾病を通算対象外としている県内市の割合(12市中) (各自)



明らかに原因が異なる疾病を通算対象外としている中核市の割合(回答51市中)



池田 18：いま「治療と仕事の両立」や「メンタルヘルスケア」など、傷病を抱える労働者の健康に配慮した職業生活支援は厚労省も推進しており、職員のモチベーションを維持し組織全体の活力が生まれると言っている。たまたま心身の故障が重なった職員を離職させるのではなく、できるだけ就労継続させるべきだ。障がいの者の活躍推進にもつながると考える。



4 要介護者の選挙権の保障について

池田 Q20：昨年の参院選は 300 人の利用を見込み 180 万円の予算に対し実際の利用者は 7 名、予算執行率は 1.6%だった。そして今年も 300 人利用、180 万円の予算に対し利用者は 4 名、予算執行率は 0.6%に下がった。行政の事業として 99%の不用額はあり得ない。利用率が低いのはどこに原因があると考ええるのか。

選管事務局長 A20：試行的に要介護 4 の方を対象としたが、想定より少ない利用実績だった。検証を行い対象者の拡大について検討する必要がある。

池田 A21：今回は 2 回目だったので周知は進んでいるはずなのに執行率は落ちている。対象者を要介護 4 の方に限っていることに問題があるのは明らかだ。対象を拡大すると明言してください。

選管事務局長 A21：郵便投票の対象を要介護 5 から要介護 3 までに拡大することを国に求めている。その代替措置として、タクシー助成の拡大についてはまず要介護 3 までを検討していきたい。

池田 22：法務省の委託研究の中で「ほぼ寝たきり」の状態にある人が要介護 5 で 99%、要介護 4 で 98%、要介護 3 で 80%とされている。市が郵便投票の対象を要介護 3 まで広げるよう国に要望しているということは、市も要介護 3 までは郵便投票が適当と思っているということではないか。それなのにタクシー助成を要介護 3 にまでしか拡大しないということは、使えないとわかっているのに広げるということか。この制度を、使える人たち要介護 1 や要支援まで対象を拡大すべきだ。



今年も猛暑が予想されます。

どうぞ熱中症等にお気をつけてお過ごしください。

市民クラブ 池田章子

2026 年 7 月